

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成22年10月8日
【会社名】	株式会社ジー・テイスト
【英訳名】	G.taste Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 稲吉 史泰
【本店の所在の場所】	仙台市若林区大和町五丁目33番18号
【電話番号】	022-237-5566
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 川上 一郎
【最寄りの連絡場所】	仙台市若林区大和町五丁目33番18号
【電話番号】	022-237-5566
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 川上 一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債 40,000,000円 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債 130,000,000円 総計 170,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年10月4日付で提出した有価証券届出書の記載事項につきまして、訂正すべき事項がありましたので、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

発行価格（円）の欄

< 欄外 >

（注）3．期限の利益喪失に関する特約

##### 2 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

発行価格（円）の欄

償還期限の欄

< 欄外 >

（注）3．期限の利益喪失に関する特約

募集又は売出に関する特別記載事項

##### 第2 回新株予約権

資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）の欄

### 第三部 追完情報

#### 4 事業等のリスク

(9) 第2 回新株予約権及び第3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

発行価格（円）の欄

（訂正前）

発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円。 本新株予約権の発行代金の払込みは要しない。
---------	--

（訂正後）

発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円。 本新株予約権の発行代金は無償とする。
---------	---

（注）3．期限の利益喪失に関する特約

（訂正前）

- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が40百万円を超えない場合は、この限りではない。

（訂正後）

- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50百万円を超えない場合は、この限りではない。

## 2【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

発行価格（円）の欄

（訂正前）

発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円。 本新株予約権の発行代金の払込みは要しない。
---------	--

（訂正後）

発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円。 本新株予約権の発行代金は無償とする。
---------	---

償還期限の欄

（訂正前）

償還期限	平成26年10月17日
------	-------------

（訂正後）

償還期限	平成26年10月21日
------	-------------

## (注) 3. 期限の利益喪失に関する特約

(訂正前)

- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が130百万円を超えない場合は、この限りではない。

(訂正後)

- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50百万円を超えない場合は、この限りではない。

## 【募集又は売出に関する特別記載事項】

第三者割当による本新株予約権の概要

第2回新株予約権

資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）

(訂正前)

101,135,700円（差引手取概算額：95,000,000円）

（内訳）新株予約権発行分： 1,135,700円

新株予約権行使分： 100,000,000円

(訂正後)

101,135,700円（差引手取概算額：96,135,700円）

（内訳）新株予約権発行分： 1,135,700円

新株予約権行使分： 100,000,000円

## 第三部【追完情報】

## 4 事業等のリスク

## (9) 第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先について

(訂正前)

割当先であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundからは、当社株式の保有方針として、第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、当社は割当を予定しているBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundのいずれと対応可能な限り市場に配慮した行使を行い当該行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である旨確認しております。おります。よって、今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性はございません。また、割当先であるいずれのファンドも、財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社（横浜市神奈川区白幡西町3番15 - MF202号、代表取締役 岩谷俊一郎）からご紹介いただいたファンドであり、自己資金及び日本人を含む富裕層から出資され組成されております。なお、いずれもファンドの投資一任勘定委託先から、同内容の確認書及び資金確保に関する確認書をそれぞれ受領しております。

(訂正後)

割当先であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundからは、当社株式の保有方針として、第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、当社は割当を予定しているBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundのいずれと対応可能な限り市場に配慮した行使を行い当該行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である旨確認しております。よって、今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性はございません。また、割当先であるいずれのファンドも、財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社(横浜市神奈川区白幡西町3番15-MF202号、代表取締役 岩谷俊一郎)からご紹介いただいたファンドであり、自己資金及び日本人を含む富裕層から出資され組成されております。なお、いずれもファンドの投資一任勘定委託先から、同内容の確認書及び資金確保に関する確認書をそれぞれ受領しております。